

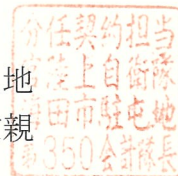
入札公告

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和8年5月12日

分任契約担当官 陸上自衛隊海田市駐屯地

第350会計隊長 松尾 文親



1 工事概要

- (1) 工事名 海田市 (R8) 1号隊舎3階洗面所改修工事
- (2) 工事場所 陸上自衛隊海田市駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の主たる工事を行うものである。  
3階洗面所改修
- (4) 工期 令和8年8月31日まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」で級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がD等級以上であること。
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建築一式工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす主任技術者を当該工事に配置できること。
  - ア 二級建築施工管理技士同等以上の資格を有するものとする。

なお、「同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

    - ・一級建築工事施工管理技士の資格を有する者
    - ・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者であり、その旨を発注者に質疑し問題なく認められた者。
  - イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）が発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 中国四国防衛局管轄区域内（広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県）に建築業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (12) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者  
情報保全に係る履行体制についての確認方法  
令和3年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は「誓約書(別紙第1)」を提出し、有していない者は「誓約書(別紙第2)」を提出すること。（メールまたはFAX可）
- (13) 業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって、法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は参加を認めない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒736-8502 広島県安芸郡海田町寿町2-1

陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊

担当 高橋

TEL 082-822-3101 (内線2340) FAX 082-823-4226

メール [ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp](mailto:ma350fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp)

#### (2) 入札説明書の交付期間等

##### ア 交付期間

本公告日から令和8年6月2日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時15分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

##### イ 交付方法

入札参加希望者にメール又はFAXで送付する。(1)の担当部局において交付を希望する場合は事前に連絡を行うこと。

#### (3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月1日（月）午後5時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出すること。郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

#### (4) 入札書の受領期限等

ア 受領期限及び提出期限 令和8年6月2日（火）午後4時

イ 提出方法 (1)の担当部局に持参又は郵送等する。

郵送等の場合は、発送した旨を会計隊へご連絡下さい。

#### (5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年6月3日（水）10時00分

イ 場所 陸上自衛隊海田市駐屯地 会計隊入札室（1号庁舎1階西側）

### 4 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

#### (2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。

また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとす。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び

建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称住所及び代表者氏名（紙入札方式による場合は、必ず押印する。）並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期限 上記3(3)アに同じ。

イ 提出方法 上記3(3)イを参照。

ウ 提出場所 上記3(1)に同じ。

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 工事費内訳明細書の確認の結果、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

## 5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金

免除。ただし、落札者は、金融機関、保証事業会社若しくは公共工事履行保証証券の保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行うものとする。なお保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1（予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金の10分の3）以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。

(6) 配置予定主任技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の主任技術者の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の主任技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 請負金額が300万円以上の場合、前払金保証証書の寄託を条件に、申請に基づき請負金額の10分の4以内の範囲内で前金払いに応ずる。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(11) 契約締結後、速やかに建設工事請負契約書を作成する。

適用する契約条項は、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項を適用する。

(12) 中部方面会計隊入札公告HP (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) に掲示している「建設工事に係る入札心得書等」及び「建築工事に係る標準契約書」を承知のうえ、入札に参加すること。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

(14) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(15) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること。(様式随意)

別紙第1

年 月 日

## 誓 約 書

分任契約担当官  
陸上自衛隊 海田市駐屯地  
第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

弊社は、過去 年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

年 月 日

## 誓 約 書

分任契約担当官

陸上自衛隊 海田市駐屯地

第350会計隊長 松尾 文親 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名  
電 話 番 号

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

# 工事仕様書

- 1 工事件名 海田市（R8）1号隊舎3階洗面所改修工事
- 2 工事場所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田駐屯地）
- 3 工期 契約締結日から令和8年8月31日
- 4 工事概要（細部設計数量表及び図面参照）  
3階洗面所改修 1室
- 5 一般事項
  - (1) 適用基準等  
本工事の施工は、本仕様書によるほか、設計図、公共工事標準仕様書・標準図、各メーカーの施工法に定めるところに従い誠実に行うものとする。  
また、これに定めのない事項については、監督官との協議による。
  - (2) 安全確保  
施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに監督官に報告するとともに、請負者の負担において原形に復旧するものとする。
  - (3) 現場管理
    - ア 元請負者が下請負者と契約して行う工事では、契約後、請負者が監督官へ「施工体制台帳」を提示しなければならない。
    - イ 施工に先立ち作成する施工計画書には、本工事の内容に応じた安全対策の具体的な計画を記載し、監督官に提出しなければならない。
    - ウ 工事内容に応じて危険防止の為の措置を講ずるとともに、機会ある毎に作業員に対しても注意喚起すること。
    - エ 各種資格を必要とする工事については確実に有資格者が施工を行うこと。
  - (4) 工事写真  
撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築・建築設備編」を参考とすること。
  - (5) 発生材の処理  
請負者は、施工により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて監督官に提出する。
  - (6) 産業廃棄物の処理等  
本工事により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処分する。
  - (7) 使用材料および出荷証明  
本工事に使用する資材は本設計図書に適合するものとし、すべて新品とし、全ての使用資材の出荷証明を提出すること。
  - (8) 本工事で使用する電気、水は請負者が用意し、官側のものは使用しないこと（発電機、給水タンク等で対応すること。）  
ただし試運転時に使用する水・電気は除く。
  - (9) 工事実施時間  
本工事の実施は工期内の平日8時30分から17時を基準とする。  
ただし、停電や断水、特に室内で騒音が酷い工事についてはこの限りではない。  
土日祝での施工は事前に監督官の許可を受けること。

## 6 特記事項

### (1) 材料承認申請

本工事で使用する材料すべての材料申請を契約後速やかに提出すること。

### (2) 官給品支給

本工事で使用する大便器セットについては、官給品とする。

詳細については、官給品一覧表を参照

### (3) 各種測定等

電気工事における絶縁測定、温水便座の機能検査（給湯温度確認）等を確実に実施し、報告書を監督官に提出すること。

### (4) 発生材引き渡し

本工事で撤去する配管、電気配線等有価物（鉄等金属くず）は、発生材として官側に引渡すこと。

その際、発生材を種類ごと計測のうえ官側が示した場所への運搬、積降を行いその状態を写真撮影し、発生材報告書とともに監督官に提出すること。

## 7 提出書類

本工事で請負者が提出するものは以下のとおりとする。

(1) 工事費内訳明細書（入札価格での内訳明細・契約後すみやかに） 1部

(2) 現場代理人・施工管理者指名届及び履歴簿（契約後すみやかに） 1部

(3) 工程表（契約後すみやかに） 1部

(4) 実施工程表（施工完了後） 1部

(5) 工事日報

（短期の場合は施工完了後・1か月以上の施工日を要する場合は1週間毎） 1部

(6) 打合せ簿（その都度・施工計画、材料申請、停電計画書、出荷証明、産業廃棄物関連書類、試験報告書等特に様式を定めていないものはすべて打合せ簿と併せて提出する。） 2部

(7) 材料搬入報告書（工事資材の搬入に際し、その都度提出） 1部

(8) 発生材報告書（有価物を発生材置場に搬入する前） 1部

(9) 完成通知書（施工完了日） 1部

(10) 引渡書（施工完了日） 1部

(11) 工事写真 1部

## 8 完成検査

本工事の完成検査は、現場検査及び書類検査の受検態勢が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に検査官により実施する。

## 官給品一覧表

工事件名：海田市（R8）1号隊舎3階洗面所改修工事

品名（セット名）	セット内容	製造元	型番	数量
床置床排水大便器 セット	大便器	TOTO	CFS464MRNS #NW1	1組
	リモコン便器洗浄ユニット	TOTO	TCA350	
	ウォシュレット	TOTO	TCF5534A #NWW1	
	ウォシュレット接続金具	TOTO	TH343R	
	棚付き二連紙巻器	TOTO	YH702	

※引渡し場所：海田市駐屯地1号隊舎機械室

## 設計数量表

工事件名：海田市（R8）1号隊舎3階洗面所改修工事

項目	名称	摘要	単位	所要量
I 新営建築工事				
1 防水工事				
(1) シーリング	MS-2	10×10	m	33.8
2 金属工事				
(1) 軽量鉄骨壁下地	スタット65形 @300 スタット高4.0m以下 直張用		m <sup>2</sup>	6.64
(2) 軽量鉄骨壁下地	スタット50形 @300 スタット高4.0m以下 直張用		m <sup>2</sup>	3.72
(3) 屋内軽量鉄骨天井下地	野縁19形 @300		m <sup>2</sup>	0.55
	ふところ高1.5m未満 直張り用			
(4) 壁下地開口補強	扉等三方補強 スタット 65形 900×2000mm程度		箇所	1
(5) 屋内天井下地開口補強	ボート切込み共		箇所	2
	野縁19形 300×300程度			
3 左官工事				
(1) 建具周囲珞外充填	内部建具		m	5.03
4 建具工事				
(1) 鋼製吊戸	有効800×2000程度	入口三方枠込み	箇所	1
(2) ステンレス三方枠	900×2000程度	見込150-180程度	箇所	1
(3) ステンレス製沓摺	L900程度		箇所	2
(4) 電子錠	既存建具改造	単三電池・テンキータイプ	箇所	1
5 内外装工				
(1) ビニル床シート張り	厚2.5mm	H100巾木として巻上	m <sup>2</sup>	6.55
(2) 壁石こうボード張	厚12.5mm 不燃 突付け		m <sup>2</sup>	13.9
(3) 天井ロックール吸音板張り	厚9mm	直張り	m <sup>2</sup>	19.4
(4) 壁マシン化粧板張	厚3mm	目地シール込	m <sup>2</sup>	13.9
(5) 天井見切	アルミ製		m	35.4
6 仕上ユニット				
(1) 室名札改修	アクリル部取替		個	1
(2) 室名札	ピクトグラム表示札	女子シャワー・女子WC	個	2
(3) トイレブース	1500×1800程度		ブース	1

			仕様書番号	5/13
項目	名称	摘要	単位	所要量
(4) カッティングシート張り	12文字		箇所	1
II 改修建築工事				
1 仮設工事				
(1) 墨出し	内部改修	複合改修	m <sup>2</sup>	11.6
(2) 養生	内部改修	複合改修	m <sup>2</sup>	23.2
(3) 整理清掃後片付け	内部改修	複合改修	m <sup>2</sup>	23.2
(4) 内部仕上足場	階高4.0m以下 脚立足場	改修	m <sup>2</sup>	23.2
2 撤去工事				
(1) 天井ボード撤去	一重張り 一般		m <sup>2</sup>	23.2
(2) 床ビニールシート撤去			m <sup>2</sup>	6.26
(3) 建具周囲はつり	RC20cm		m	5.03
(4) 壁石膏ボード撤去	直張り12.5mm		m <sup>2</sup>	4.56
(5) 鋼製建具撤去	900×2000程度	枠共	m <sup>2</sup>	1
(6) LGS下地撤去	カーンパック		m <sup>2</sup>	1.95
(7) ステルス面台(水切)撤去	L1.65m×D290		箇所	1
※産業廃棄物処理	建築		式	1
III 新営電気設備工事				
1 配管工事				
(1) ねじなし電線管	E32 スリプ用		m	0.25
(2) 合成樹脂製可とう電線管(PF単層)隠蔽		PF22	m	1.9
(3) コンセント(スイッチ)ボックス	金属製ボックス 隠蔽	温水便座用電源	個	1
(4) コンセント(スイッチ)ボックス	メタル用 露出	洗濯機用	個	1
(5) 金属線ぴ	B型		m	0.9
(6) プルボックス	100角・錆止め		個	1
(7) プルボックス	150角・錆止め		個	1
2 配線工事				
(1) 600V絶縁ケーブル	EM-EEF1.6-2C	天井コックシ・PF管内	m	8.19
(2) 600V絶縁ケーブル	EM-EEC2.0-3C	天井コックシ・PF管内	m	11.3
(3) 火報線	EM-AE1.2×4	天井コックシ	m	5.24
3 電灯設備				
(1) コンセント	連用形2P15A×2(接地端子付)		個	1

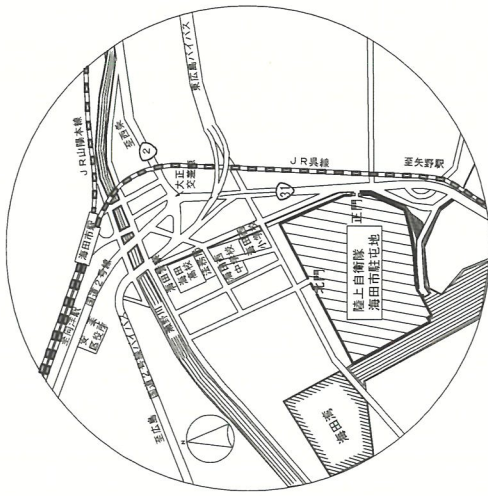
			仕様書番号	6/13
項目	名称	摘要	単位	所要量
(2) コンセント	連用形2P15A×1(接地端子付)		個	1
(3) LED照明器具(ダウンライト埋込形)		150φ 1Φ 200V	個	5
(4) 照明制御器(センサー)	親機		個	1
(5) 感知器取付	再使用品		個	1
(6) 分電盤ブレーカー取付	ELCB20A×2	ELCB50AF/20AT	面	1
IV 改修電気設備工事				
1 撤去工事				
(1) 600V絶縁ケーブル	EM-EEF1.6-2C	天井内 再使用なし	m	2.02
(2) Hf蛍光灯器具	FHT 32W×1	再使用なし	個	1
(3) Hf蛍光灯器具	FHT 32W×2	再使用なし	個	1
(4) 感知器撤去	再使用		個	1
(5) 分電盤ブレーカー撤去	MCCB50AF/20AT×2個	再使用なし	面	1
※産業廃棄物処理				
	電気設備：蛍光灯管・ブレーカー		式	1
V 新営機械設備工事				
1 配管工事				
(1) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-VB20A	m	0.72
	便所配管	ねじ接合		
(2) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-VB25A	m	1.83
	便所配管	ねじ接合		
(3) 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-VD15A	m	0.4
	便所配管	ねじ接合		
(4) 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-DVLP40A	m	1.73
	便所配管	MD継手		
(5) 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-DVLP50A	m	5.08
	便所配管	MD継手		
(6) 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-DVLP80A	m	1.4
	便所配管	MD継手		
(7) 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管		SGP-DVLP100A	m	2.34
	便所配管	MD継手		
2 保温工事				
(1) 給水管保温	20A グラスウール	PS内・天井内	m	0.72
(2) 給水管保温	25A グラスウール	PS内・天井内	m	1.83
(3) 排水管保温	40A グラスウール	PS内・天井内	m	1.73

			仕様書番号	7/13
項目	名称	摘要	単位	所要量
(4) 排水管保温	50A グラスウール	PS内・天井内	m	5.08
(5) 排水管保温	80A グラスウール	PS内・天井内	m	1.4
(6) 排水管保温	100A グラスウール	PS内・天井内	m	2.34
3 ダクト設備				
(1) 低圧パイプ	φ100		m	3.62
(2) 吸入口 (スリット形)	250×250		個	2
(3) ステンレスボックス	450×450×H400		個	2
4 給排水衛生設備工事				
(1) 洋式大便器	温水便座・自動洗浄	【官給品】	組	1
(2) 洗面器	自動水栓1個付 床給水・床排水トラップ		組	1
(3) 化粧鏡	360×450程度		組	1
(4) 水石けん入れ			個	1
(5) 紙巻器	二連	【官給品】	個	1
(6) 洗濯機用緊急止水弁付単水栓			個	3
(7) 洗濯機パン	740×640	トラップ縦引	個	3
VI 改修機械設備工事				
1 配管工事				
(1) 配管切断	鋼管 100A		箇所	2
(2) 配管分岐	鋼管 20A		箇所	2
2 はつり工事				
(1) 機械はつり	φ25mm t=200mm	床スラブ貫通	箇所	1
(2) 機械はつり	φ40mm t=250mm	RC壁貫通	箇所	1
(3) 機械はつり	φ63mm t=300mm	床スラブ貫通	箇所	1
(4) 機械はつり	φ40mm t=200mm	床スラブ貫通	箇所	1
(5) 機械はつり	φ100mm t=200mm	床スラブ貫通	箇所	1
(6) 機械はつり	φ180mm t=200mm	床スラブ貫通	箇所	3
3 撤去工事				
(1) 洗濯機パン	排水トラップ込	740×640	個	3
(2) 混合水栓	壁付		個	4
(3) プラグ止め	SGP-VB20A		個	3
(4) プラグ止め	SUS管20A		個	3
(5) 水栓撤去部プラグ止	給湯・給水		個	2

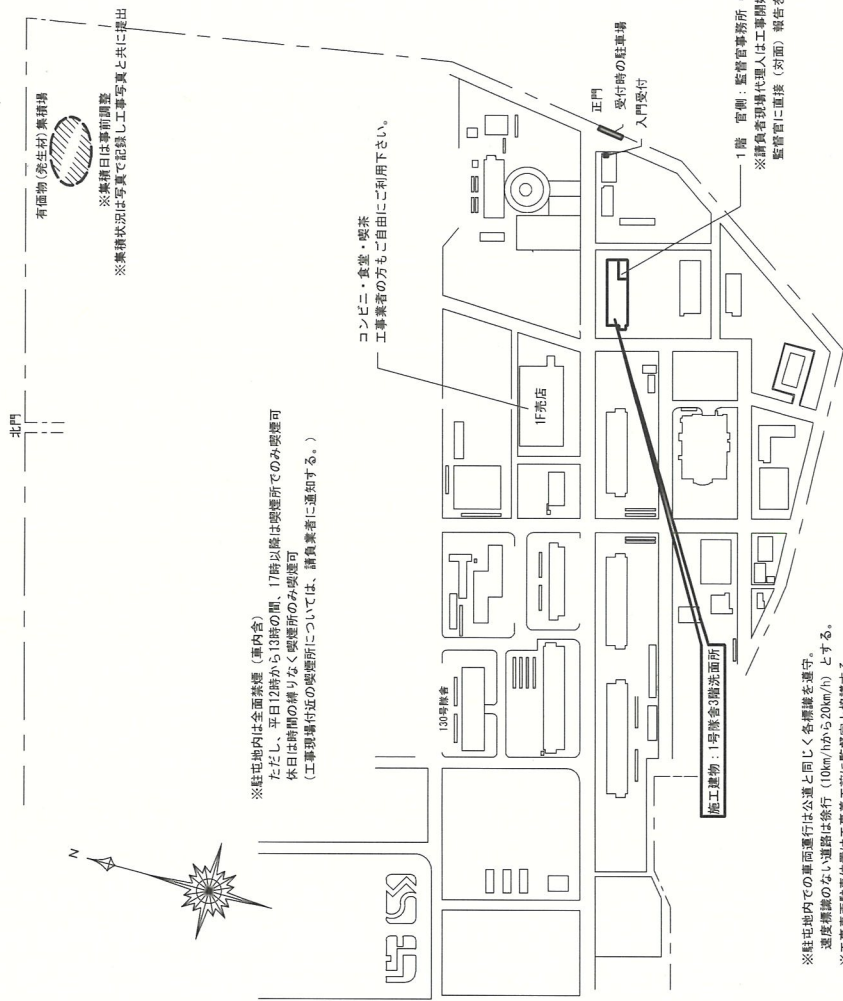
			仕様書番号	8/13
項目	名称	摘要	単位	所要量
(6) 給水配管	SGP-VB20A	保温付	m	7.8
(7) 給湯配管	SUS管20A	保温付	m	8.1
(8) 排水配管	DVLP50A	保温付	m	12.1
(9) 排水配管	DVLP100A	保温付	m	2.34
(10) ステンレス流し	1200×700 2槽		個	2
※産業廃棄物処理	機械設備：洗濯機パン・保温材		式	1

※上記数量設計数量であり、実寸と誤差が生じた場合でも原則設計変更は行わない。

また数量表にないものでも図面に記載された事項は実施すること。



案内図 NS



配置図 S=1:4000

※駐屯地内での車両運行は公道と同じく各種標識を遵守。  
 ※工事車両駐車位置は工事着工前に監督官と協議する。

※駐屯地内は全面禁煙（車内含）  
 ただし、平日12時から13時の間、17時以降は喫煙所でのみ喫煙可  
 休日は時間の限りなく喫煙所のみ喫煙可  
 (工事現場付近の喫煙所については、請負業者に通知する。)

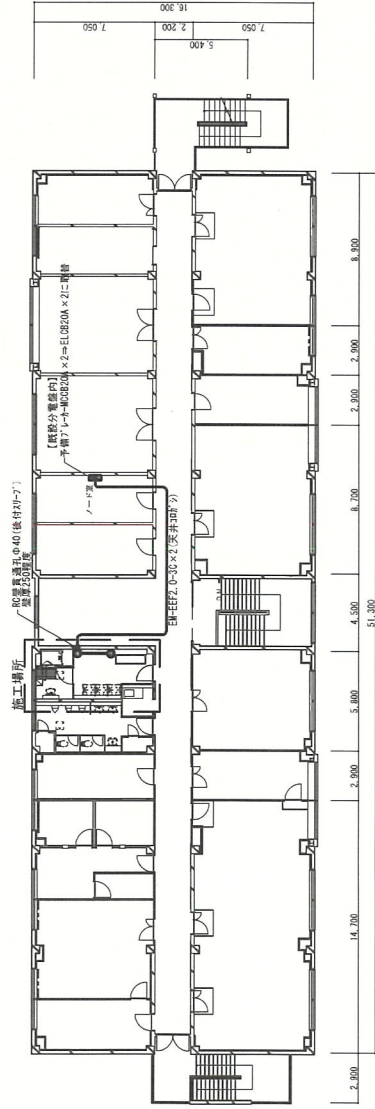
コンビニ・食堂・喫茶  
 工業業者の方もご自由にご利用下さい。

※施工場所及び売店、工事監督官事務所以外の施設への立ち入りは禁止とする。  
 ※施工写真以外の撮影は禁止とする。

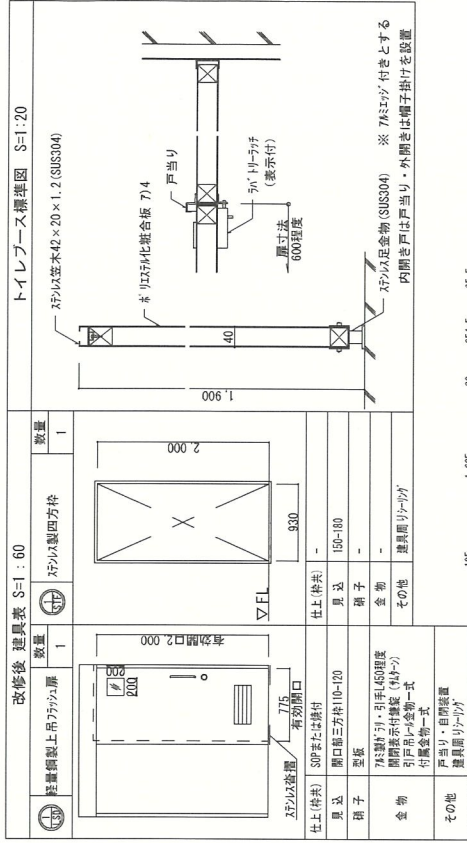
有価物(衛生材)集積場  
 ※集積日は事前調整  
 ※集積状況は写真で記録し工事写真と共に提出

工事件名	海田市 (R8) 1号隊舎3階洗面所改修工事	図面名称	案内図・配置図	縮尺	図示	図面番号	9/13
------	------------------------	------	---------	----	----	------	------

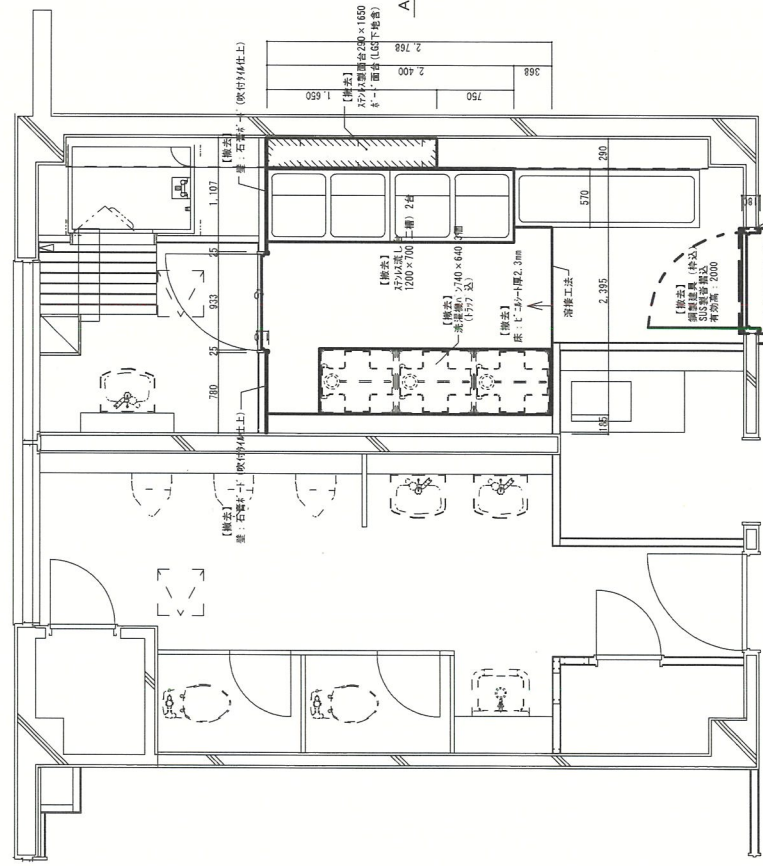
陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊管理科営繕班



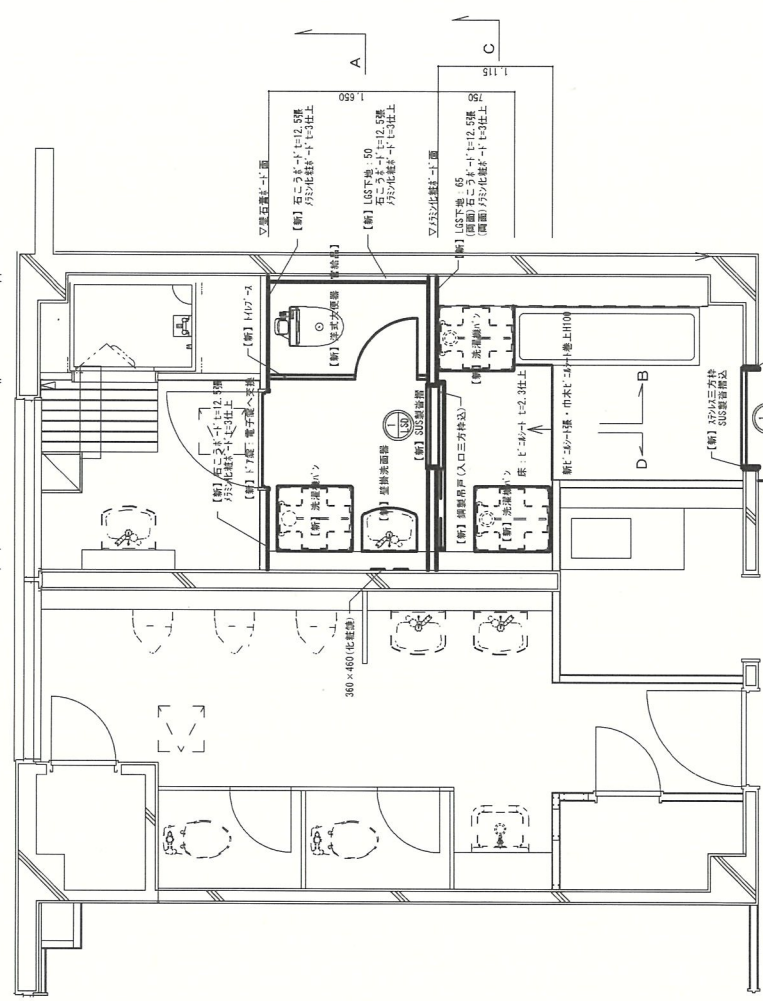
【新設】コンセント設備図 S=1:300



トイレプラン S=1:20

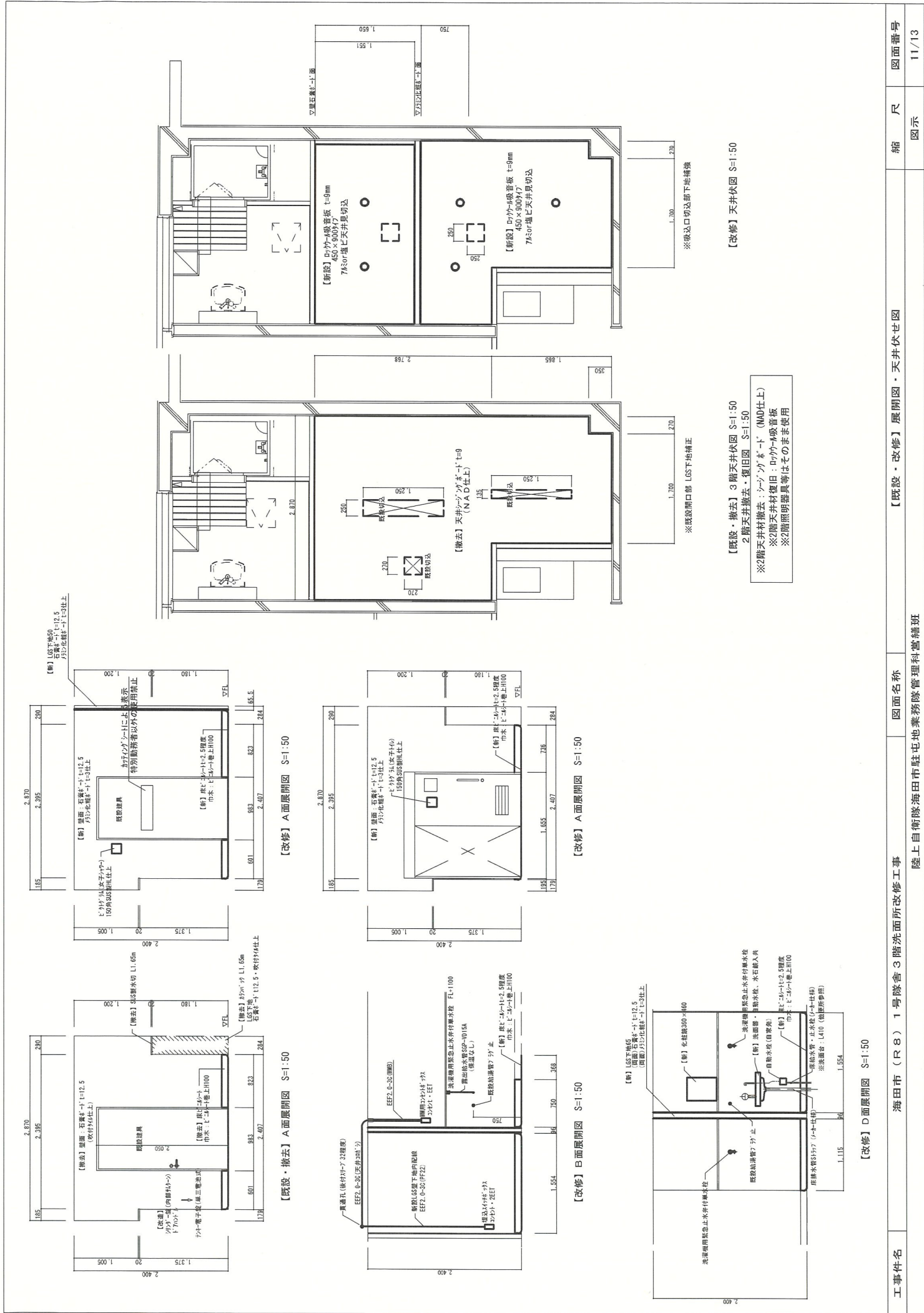


【既設・撤去】平面図 S=1:50



【改修】平面図 S=1:50

改修後 建具表 S=1:60	数量	仕様
① 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
② 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
③ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
④ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑤ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑥ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑦ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑧ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑨ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑩ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑪ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑫ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑬ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑭ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑮ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑯ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑰ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑱ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑲ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
⑳ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉑ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉒ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉓ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉔ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉕ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉖ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉗ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉘ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉙ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉚ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉛ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉜ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉝ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉞ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㉟ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊱ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊲ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊳ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊴ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊵ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊶ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊷ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊸ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊹ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊺ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊻ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊼ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊽ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊾ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠
㊿ 遮断機上吊りカバー	1	ステンレス製四方枠



【改修】A面展開図 S=1:50

【改修】B面展開図 S=1:50

【改修】C面展開図 S=1:50

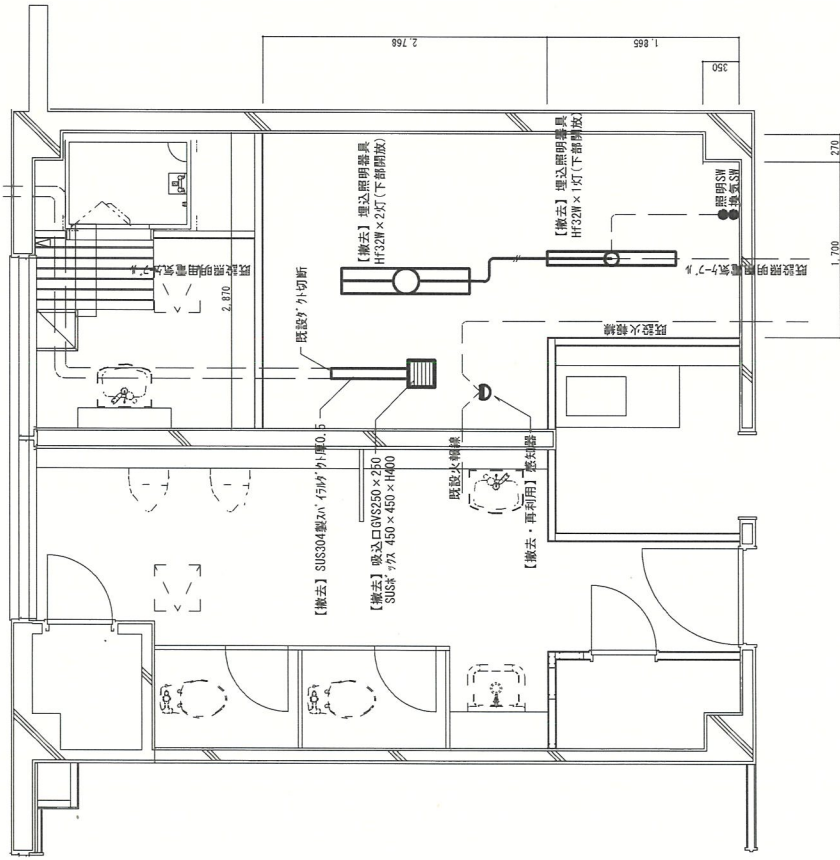
【改修】D面展開図 S=1:50

【改修】天井伏図 S=1:50

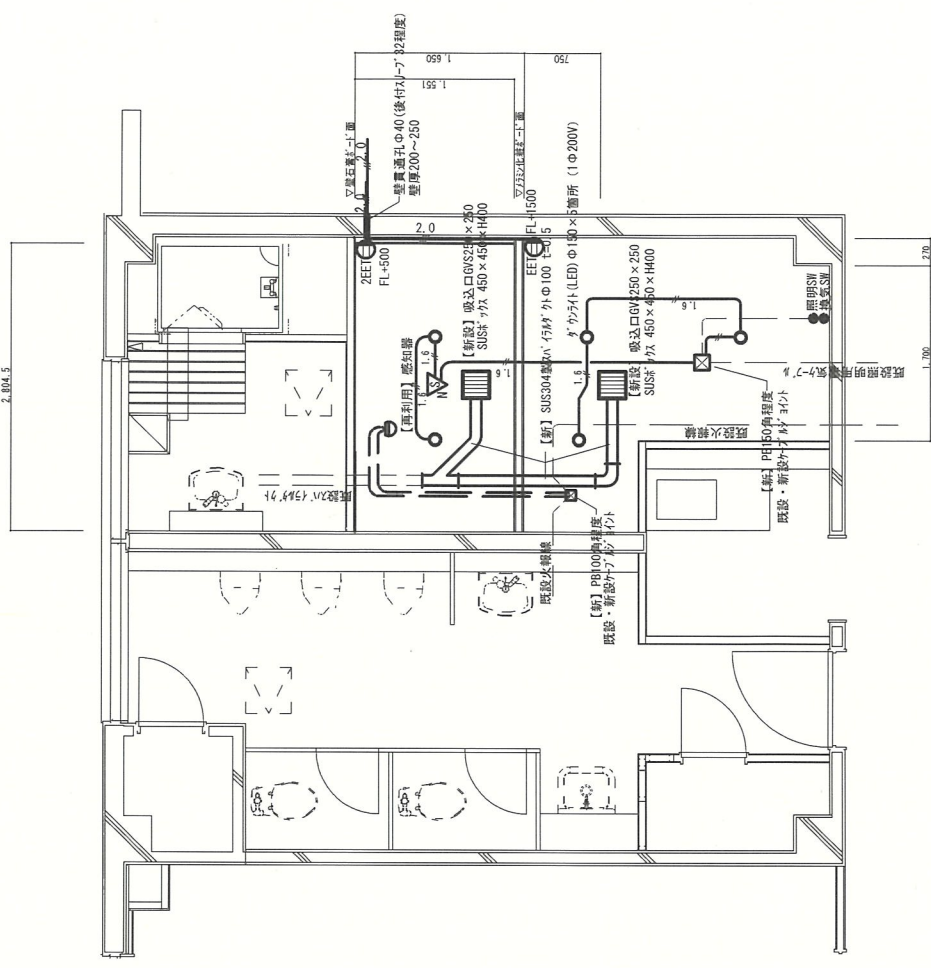
【改修・撤去】3階天井伏図 S=1:50  
2階天井撤去・復旧図 S=1:50

※2階天井材撤去：ソーランボード（MAD仕上）  
※2階天井材復旧：D/Cカー吸音板  
※2階照明器具等はそのまま使用





【既存・撤去】 照明器具・換気設備・火報設備図 S=1:50



【改修】 照明器具・換気設備・火報設備図 S=1:50

凡例

○	人感センサー (撤去)
○	行灯 1φ150 1φ200V
■	吸込口 6WS250×250 SUS製 77A 450×450×H400
□	7 麻 77A (金属製・禁止)
—	1.5 EN-EFF1.6-2C(天井吊り)
—	2.0 EN-EFF2.0-3C(天井吊り)
—	EN-AE1.2×4